令和８年第８回定例会

江東区教育委員会会議録

令和８年８月２８日（金）

江東区教育委員会

令 和 ８ 年 第 ８ 回 江 東 区 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

１　開会年月日　　令和８年８月２８日（金）午前１１時１５分

２　閉会年月日　　令和８年８月２８日（金）午前１１時３２分

３　開 会 場 所　　江東区役所

４　出 席 委 員　　本多健一朗（教育長）、鈴木清人（教育長職務代理者）、
淺野美智子、大久保善子、安部敏啓

５　出 席 職 員　　青柳教育委員会事務局次長、
梅村教育委員会事務局参事　深川図書館長事務取扱、
瀧澤庶務課長、西隈教育政策推進担当課長、
松﨑学校施設課長（整備担当課長兼務）、瀧川学務課長、
金指指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、
阿久津教育支援課長（教育センター所長兼務）、野沢地域教育課長、
吉木江東図書館長、森澤文化観光課長

６　議　　題

日程第１　　議案第４５号　江東区文化財の登録解除

日程第２　　議案第４６号　江東区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

７　報告事項

（１）令和９年度区立幼稚園の園児募集について

８　協議事項

（１）令和９年度江東区立学校特別支援学級教科用図書採択について

９　審 議 概 要

本 多 教 育 長　　それでは、ただいまより令和８年第８回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員を御指名いたします。淺野委員、大久保委員にお願いいたします。

それでは、審議に入ります。日程第１　議案第４５号　江東区文化財の登録解除を議題といたします。本案について、事務局より説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長　　議案第４５号　江東区文化財の登録解除。

上記の議案を提出する。

令和８年８月２８日。

提出者　江東区教育委員会教育長　本多健一朗。

令和８年５月２１日　江東区文化財保護条例第２７条の規定に基づき、江東区文化財保護審議会に諮問した本件について、令和８年７月３０日同審議会より答申を得たので、これを尊重し、江東区登録文化財について本案を提出します。

本多教育長　　文化観光課長。

森澤文化観光課長　　それでは、資料１を御覧ください。江東区文化財の登録解除についてでございます。

今回の登録解除につきましては、有形文化財（歴史資料）（１）燈籠（残欠）でございます。明治２９年在銘の一対で、木場２－１８－１２の繁栄稲荷神社にあるものでございます。こちらは理由としましては、撤去されたというところでございます。

こちらの燈籠につきましては、明治２９年に東京十二商品取引所において奉納されたものでございまして、神社本殿の後方に建てられてございました。こちらの燈籠について、令和５年１０月に、２ページにありますとおり、左側の燈籠の竿が中程で折れたというところでございました。所有者側では、専門業者に見積りを依頼するなど、修復について検討したところでございます。

その中で３点問題がございまして、１点目が、竿より上の部分の重量が重いため、なかなか修復ができず、無理に修復した場合、さらに毀損が進行するおそれ。２番目としまして、毀損していない右側の燈籠も過去に修復した跡がございまして、今後地震などによって倒壊する危険があるところが確認されてございます。３番目について、撤去した燈籠の保管場所についても課題があるというところ。この３点から本年の令和８年３月１９日に撤去されたものでございます。今回、審議会の答申を経ましたので登録解除について出したものでございます。

本件について、御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

本多教育長　　本案について質疑願います。

安部委員。

安部委員　　御説明ありがとうございます。まずそもそもですけれども、この文化財の登録の経緯について教えてください。

本多教育長　　文化観光課長。

森澤文化観光課長　　こちらの繁栄稲荷神社につきましては、様々登録文化財がある施設でございます。

その中で、明治２９年の在銘のある燈籠の残欠でちょっと形は完成形を保っていないですが、東京十二商品取引所によって奉納されたところだったり、当時の東京十二商品取引所との関係が示されているものでありまして、地域の実情が分かるものとして登録されているものでございます。

本 多 教 育 長　　安部委員。

安　部　委　員　　ありがとうございます。

事情としては、保存していくのも修復も大変だということで撤去したということだと思うのですけれども、撤去するとかしないとかそういうのは、この繁栄稲荷神社さんの御判断が全てということでしょうか。

本 多 教 育 長　　文化観光課長。

森澤文化観光課長　　今回、登録文化財ということでございまして、指定文化財ですと変更届が必要でございますが、登録文化財については所有者の判断で撤去が行われているところになります。

本 多 教 育 長　　よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、お諮りいたします。日程第１につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長　　御異議ございませんので、これを決定いたします。

なお、文化観光課長につきましては、他の公務のため、ここで退席いたします。

次に、日程第２　議案第４６号　江東区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。

本案について、事務局より説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長　　議案第４６号　江東区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則。

上記の議案を提出する。

令和８年８月２８日。

提出者　江東区教育委員会教育長　本多健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１５条の規定に基づき、本案を提出します。

本多教育長　学務課長。

瀧川学務課長　それでは、私から内容について御説明差し上げます。資料２を御覧ください。

内容としましては、１の改正の概要に記載のとおりでございまして、本年５月２９日の教育委員会定例会、６月１９日の区議会文教委員会において既に御説明を差し上げました、南砂三丁目９番に新築されますマンション、クレストプライムシティ南砂、こちらの指定校を第三砂町小学校から南砂小学校に変更するために必要となる通学区域規則の改正でございます。

施行日は本日を予定しておりまして、２ページ目の新旧対照表で変更箇所を下線でお示ししているところでございます。

御説明は以上となります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本多教育長　本案について質疑願います。

大久保委員。

大久保委員　ありがとうございます。日曹橋の交差点の信号がとても長い、大きいなと感じるのですけれども、その安全面とかに関して決まっていることはありますか。

本多教育長　教育政策推進担当課長。

西隈教育政策推進担当課長　こちらでございますが、既に新砂三丁目４番のグランエスタというマンションが南砂小学校に学区域を変更しておりまして、その安全に配慮いたしまして、ストップさんを配置しているところでございます。引き続きそういった対応で行きたいと考えております。今後何か問題が発生した際には、その都度検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

本多教育長　よろしいでしょうか。

大久保委員　ありがとうございます。

本多教育長　安部委員。

安　部　委　員　　ありがとうございます。
　前回同じ質問をしたかもしれないですけれども、申し訳ない。今、第三砂町小学校さんは学区外の受入れはしていない状況でしたか。

本 多 教 育 長　　学務課長。

瀧 川 学 務 課 長　　学校選択制度による受入れは行っております。
　以上です。

本 多 教 育 長　　安部委員。

安　部　委　員　　ということは、このマンションの子も行けるということになりますか。

本 多 教 育 長　　学務課長。

瀧 川 学 務 課 長　　学校選択にお申込みいただくことはできます。
　以上です。

本 多 教 育 長　　よろしいでしょうか。
　ほかいかがですか。
　それでは、お諮りいたします。日程第２につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
本 多 教 育 長　　御異議ございませんので、これを決定いたします。
　これより報告事項に入ります。
　報告事項１　令和９年度区立幼稚園の園児募集についてを説明願います。
　学務課長。

瀧 川 学 務 課 長　　それでは、資料３を御覧ください。例年この時期に御案内しております次年度の区立幼稚園の園児募集についてでございます。基本的には昨年度と同様の内容になってございます。
　１番の園児募集人数一覧については、表が２つございまして、上が４歳児、それから一部の園で実施している３年保育については３歳児の募集も行っているところでございます。
　全体的には、４歳児については１学級当たり３５名、３歳児については１学級当たり２０名ということを基本として、学級数に応じた募集を行います。
　また、３年保育を行っている一部の園での４歳児の募集というのは、

その差分のみ募集するという形になってございまして、おのおのの人数は記載のとおりでございます。

申込資格、園児募集日程については記載のとおりで、例年どおりの内容、スケジュールで進めさせていただきます。

最後に、４番、その他に記載の部分でございます。こちらも例年と同じ取扱いでございますけれども、応募人数が５人に満たない場合は学級編成を行わないこととしております。

それから、学級数は、募集定員の上限に合わせておりますので、例えば人数が少ない場合、学級数も少なくなるという取扱いについては、最終的に募集人数に応じて判断してまいります。

それから、下の２点につきましては、令和８年度末、さらには令和９年度末で閉園予定の大島、みどり、第三大島幼稚園については、今回の募集から行わないということになってございます。

御説明は以上です。

本多教育長　本件について質疑願います。

よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

これより協議事項に入ります。協議事項１　令和９年度江東区立学校特別支援学級教科用図書採択についてを議題といたします。

なお、協議に入る前の確認事項といたしまして、今回の教科書の採択に係る公正な選定、採択手続きを期するために、本委員会の教科書採択の資料及び会議録については、採択が終了した後に情報公開に付すことといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本多教育長　御異議ございませんので、さよう決定いたします。

それでは、本件について事務局より説明願います。

指導室長。

金指指導室長　それでは、令和９年度江東区立学校特別支援学級教科用図書採択について御説明いたします。資料は４つございまして、まず資料４－１を御覧ください。

特別支援学級の教科用図書の採択については、一人一人の障害の種類、程度、能力、特性に応じて教科用図書を採択するため、毎年行っております。

資料４－１、江東区立学校特別支援学級で使用する教科用図書の採択についてに基づき、障害種別や程度、発達段階等を考慮して、こどもたちに最もふさわしい教科書をという視点で教科書の調査を行ってまいりました。調査部会では、各特別支援学級設置校から調査結果に基づき、内容だけでなく、文字の大きさや表現やイラストの扱い、活用方法、系

統性などについて精査、検討を行いました。

続いて、資料４－２、資料４－３を御覧ください。こちらは教科書の調査結果を一覧にまとめたものでございます。４－２が小学校、４－３が中学校となっております。

資料内の記載についてですけれども、表の区分にあります（検）と記載してありますのは、文部科学省の検定を得た教科用図書のことでございます。文部科学省の検定を得た教科書を使用する場合は、現在、本区において採択されている発行者の教科用図書を使用することになります。

次に、（文）と記載してありますのは、文部科学省が著作名義を有する教科用図書のことでございます。

そして、（般）と記載してありますのは、学校教育法の付則第９条に規定する一般図書のことでございます。特別支援学級で使用する教科用図書は、以上の中から採択することとなっております。

最後に、一般図書の採択基準について説明いたします。資料４－１にお戻りください。一般図書の採択基準としましては、教科の主たる教材として教育目標の達成上、適切な図書であること。現在も入手が可能な図書であること。児童、生徒の障害種別、程度、能力、特性に最もふさわしい文字、表現、挿絵、題材等の図書であること。可能な限り、系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書であることなどが挙げられております。

最後の資料です。資料４－４を御覧ください。

一般図書につきましては、東京都教育委員会が調査研究を行い作成した特別支援教育教科書調査研究資料を基に選定をしております。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本多教育長　　本件について質疑願います。

安部委員。

安部委員　　御説明ありがとうございます。

２点ほどあって、１つは、中学校のほうは全体的に科目が多いのに本の数が少ない印象ですが、その辺ってどういうことなのかなということと、あと、例年と比べて何となくこういう傾向になっているとか、何か特別支援学級に関しての動きというか方向みたいなものが、特徴的なものがあるんであれば教えてください。

本多教育長　　指導室長。

金指指導室長　　まず中学校の傾向ですけれども、こちら区分のところに（検）マークが書かれているものが多いかなと思われます。実際、通常級で使われて

いる検定教科書を特別支援学級でも使っているような状況が多くありまして、種類としては少なく見えるような状況です。

２点目の全体的な傾向ですけれども、同じく検定本を活用する学校が多くなってきている状況です。一人一人の障害の種類に応じた個別最適な学びというところですけれども、最近の検定教科書には、デジタル教材が充実しており、ＩＣＴを活用して文字を読み上げたり、イラストを提示したりするような機能もついておりまして、そちらで十分に対応できるということもあり、検定本の使用が増えている傾向にあります。

以上です。

本多教育長　　よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、特別支援学級教科用図書採択について、今、事務局のほうから説明がありましたけれども、各委員におかれましては、文部科学省著作本、そして各校から候補に挙げられている一般図書について、既に御覧いただいているところもございますし、十分に御理解いただいていると存じますので、各校の児童、生徒一人一人の状況に応じた教科用図書が一覧として今回示されました。この内容について特に御意見がなければ、本件については資料掲載の教科用図書一覧のとおり採択することにしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本多教育長　　御異議ございませんので、これを承認いたします。

それでは、以上をもちまして、令和８年第８回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。